

環境影響評価公聴会 議事録

○日時

平成 25 年 4 月 24 日(水) 午前 10 時～

○場所

堺市役所 本館地下 1 階 大会議室

○対象事業の名称

イオン堺鉄砲町ショッピングセンター（仮称）開発事業

○公述人

2 名

○公聴人

堺市職員

○傍聴者

3 名

○議事録

【司会：諸農係長】 皆様お待たせいたしました。

定刻となりましたので、只今からイオン堺鉄砲町ショッピングセンター(仮称)開発事業に係る環境影響評価準備書についての公聴会を開催いたします。

本日の司会を務めます、堺市環境指導課審査情報係の諸農でございます。どうぞよろしく願いいたします。

公聴会の開催に当たり、皆様にお願いがございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定して頂きますようお願いいたします。

また、私語や議長の許可していない撮影や録音、発言等は禁止されております。公述人の発言がよく聞こえるように、ご静粛をお願いいたします。

なお、公聴会の記録作成のため、事務局による録音や写真撮影を行わせていただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の議事は、堺市環境指導課課長補佐の尾崎が議長として進行します。

では議長、よろしく願いいたします。

【議長：尾崎課長補佐】 議長を務めさせていただきます環境指導課尾崎です。

どうぞよろしくお願いいたします。すみません、座って失礼いたします。

初めにこの公聴会について、何点かご説明申し上げます。

本日の公聴会は、堺市環境影響評価条例第 30 条第 1 項の規定に基づきイオン堺鉄砲町ショッピングセンター(仮称)開発事業に係る環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から、ご意見をお聴きするために開催するものでございます。

公聴会でのご意見は、後日堺市でその内容を整理、取りまとめを行い、公述人にご確認いただいた後、公述意見書として事業者に送付させていただきます。

事業者の見解が記載された書類が提出されましたら、公述意見書と併せて、一般の縦覧の用に供するとともに、堺市のホームページでも公表いたします。

また、これらの内容を勘案して、事業者に対する市長意見を作成させていただきます。

次に、本日の公聴会における公述の方法についてご説明いたします。

はじめに事務局から準備書についてのご説明を行い、その後、公述人の方に公述していただきます。

公述にあたりましては、正面のこちらの公述人席までお越しいただきます。

公述の内容につきましては、公述申出のときにご提出いただきました要旨に沿ってご発言をお願いいたします。発言時間は 20 分以内となっております。制限時間の 3 分前になりましたらベルを 1 回鳴らします。(ベルの音)このように 1 回鳴らします。制限時間になりましたらベルを 2 回鳴らしますので、時間厳守をお願いいたします。

最後に会場の皆様をお願いいたします。

本日の公聴会は意見を述べていただく場であり、質疑応答を行う場ではございません。

また、あらかじめ公述の申出のあった方に公述して頂く場ですので、傍聴者の方は発言や拍手を慎まれるようお願いいたします。

公聴会の秩序や運行を乱す行為があった場合には、退場していただく場合もありますので、是非ご協力の程よろしくをお願いいたします。

それでは、最初に事務局から準備書について説明をお願いします。

【事務局】 堺市環境指導課奥谷でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、イオン堺鉄砲町ショッピングセンター(仮称)開発事業に係る環境影響評価準備書についてご説明させていただきます。

本事業は、堺区鉄砲町の南海本線七道駅に近傍し、国道 2 6 号線に面する工場跡地における大型商業施設の開発計画でございます。規模といたしましては、開発区域面積約 10.3ha、建築面積につきましては約 39,000 m²、延べ床面積約 14,000 m²、予定階数につきましては 5 階建、駐車場の台数といたしましては約 2,300 台となっております。本事業の実施にあたりまして、国道 2 6 号線及び市道三宝高須線の拡幅や国道 2 6 号線北行き車線へのアンダーパスの設置等が計画されております。着工は平成 25 年、竣工は平成 26 年、使用開始は平成 26 年度頃の予定となっております。

また、環境影響評価準備書とは、本事業の実施が環境に及ぼす影響について、

事業者が自らあらかじめ調査・予測および評価を行った結果等を取りまとめたものでございます。

事業計画の詳細及び調査、予測及び評価の結果につきましては、お配りしております準備書をご覧ください。

説明は以上となります。

【議長】 ただいまの案件につきまして、2名の方からの公述の申出がありました。

公述人の方には、あらかじめ順番をお伝えしておりますので、その順番になりましたら公述人席にお進みいただき、ご発言いただきます。

それでは、1番の方は公述人席にお進みください。

よろしく願いいたします。

【公述人①：原田克史氏】 堺市民、原田克史でございます。*

環境の環の字は「めぐる」「めぐらす」「まわる」の意のある如く、環境の問題はどうしても鳥瞰的な大きな循環の観点から、深く思慮を巡らせて参ることが要せられるのであります。ましてや地球環境の世紀とも称せられる今日のご時世、これは今世紀人類最大の課題ではなかったでしょうか。

「塵も積もれば山となる」との俚諺が示す様に、限られた区域内のことであっても、それが今後に於いて地球全体に及ぼす影響についてはどうなのか。仮にその地域に於いてさしたる影響は無しとするも、これに類似せる商業施設が全国にどれ位あるか。更に世界に於ける之が状況とマイカー普及の趨勢、これら全てを総計した上で吟味をこらすのでなければ地球環境に与える影響というものを切実な感覚で捉えることは出来ないのではないのでしょうか。区域内のこのみであれば、それは従来の公害対策の域を出ていないのではありますまいか。

市は人権擁護宣言都市の金看板を負っている筈ですが、環境が損なわれれば当然ながら人権にも響いて参ります。人権と環境とは不可分の関係にあります。真実に人権を考え、環境に慮りを致す以上、人間として最低限の自制は之を働かしむる必要があります。交通手段に例をとれば、即ち車ではなく公共交通機関の利用、わけても鉄道輸送の活用を全面的に促進させて参るは此れ理の当然とも申すべきものでありましょう。

その鉄道輸送に就いても最近見直されているのが路面電車であります。

読売新聞の記事に依りますに「路面電車は乗り降りが楽。停留所間が短く、近距離移動に便利。お年寄りや地球環境に優しく、建設費は地下鉄の30分の1で済む」とあります。他方、自動車は輸送効率も道路の利用効率も悪いと言われております。

しかるに、車は抑制されるどころか、依然として量産体制は布かれ、今もって車は増え続けております。アジアを見ても中国は言うもおろか、インドからアセアン諸国に至るも、やはり増加の傾向を示している。すれば即ち排ガスは激増し、一方道路や駐車場の為に全体どれだけ広大な土地が奪われねばならないか。それ

* 本人の希望により、氏名を掲載

は同時に緑の消失にも拍車を掛けることになる。あまつさえ近来は山と言わず、海と言わず、至る所にゴミが目立つ、これ即ち車で捨てに行く、更に車そのものが廃棄せらる。これらは温暖化よりも一層深刻な事態を将来するに至りましょう。

周知の如く、ヨーロッパの先進都市に於いては都心部に車を乗り入れさせない施策が実現されています。これも欧州に於ける路面電車の活発な利用が与って力あったものでありましょう。環境モデル都市であり、なおかつ進取の気風を誇れる堺なのですから、本来ならこうした先進的なシステムを一躍全国に先駆けて導入すべきでありましたろう。

申すまでもなく、環境問題は全員参加がその鉄則であります。

すなわち、市民・行政・企業の三者が三位一体的に協力一致して取組む、これがまた民主主義本来のあり方であります。アメリカ合衆国第35代大統領ケネディはいみじくも喝破しております。曰く「国家が諸君に何をしてくれるかではなく、諸君が国家のために何が出来るかを問え」と、世間には何卒かかる前向きな生気を喚起して頂きたい。

本来、民主主義とは読んで字の如く、民が自主的自発的に世の中のことに関わって参るとの謂であり、このことは60年間行われて来た先の教育基本法や現行の其れに於いても「国家及び社会の形成者として云々」とあります。また学校教育法にも「国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」とされておったのです。つまり大きく言うなら天下公共の為に力を尽くして参るというのが、民主主義下の国民としてのスタンスであると言う訳であります。

されば、憲法前文にも「日本国民は国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と高らかに謳われておるのであります。

更に憲法第十二条に曰く「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。又、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」とあって、絶えざる努力と公共の福祉に基づかねばならないこと、そして責任を負わねばならんことが厳正に規定されておるのであります。

ここに殊更法規のことなど、くどくどしく申しましたのは、重複しますが環境問題には、何としても世間の前向きな意志と官民一体せる真摯な取組み、これなくしてはその実際的な進展が望み得られないからであります。

それゆえ、企業におかれてもやはり広く公共の為にこの事業を興すとの厚き志を励ましめて頂きたいものです。彼の渋沢栄一翁や住友の伊庭貞剛は固より、往年の起業家・実業家の多くは天下公共に寄与せんとの高潔な意図の下に心魂を傾けられたのであります。

おそれながら、イオンさんの社号はラテン語に由来し、その原義である「永遠」にちなんで「夢のある未来をつくる」との思いが込められている由に聞き及んでおりますが、何と高邁にしてアップレなる心意気でありましょうか。而して、これはそっくりそのまま現下70億人類の一致せる悲願でもあらねばなりません

い。

夢のある未来のためにイオンさんに望みたくことは、業務用車両以外の駐車場は設けなくて頂きたいと言うことです。勿論、御社が環境面への配慮から植栽など緑化に努められていることは予め承知しております。現在、地球上に於いては年間に1500万ヘクタールという凄まじいばかりの勢いで森林が消滅して行っております。

地球生命体の肺とも言うべき森林が加速度的に続々と喪失しているのです。

そうしてそれに相伴って砂漠化現象は一段と広がりを見せ、他方、CO₂排出量も増加の一途を辿っておるのが実情であります。その外、海洋汚染あり、PMによる一層の大気汚染あり、オゾン層破壊等々、世界の環境は甚だ無惨な様相を呈して来ている。哀れや我れらが母なるガイアは今や氣息奄々の窮地に直面しておるのではないのでしょうか。事態は重大であります。

斯くの如き現状の下、イオンさんは植栽に力を致されている。その篤志たる寔に感服仕る次第であります。そこになお一步を進められて、駐車場を設置せぬことを盛られましたならば、緑化とも併せて正に鬼に金棒であります。

而して之は、低炭素社会構築の上にも大きく寄与しうることなのですから、地域への絶大なるサービスと申さねばなりません。また、環境モデル都市なる本市への奇特な貢献であるとも申されましよう。

そして何よりその義人的側面に世間の評価が集中するのではないのでしょうか。と同時に、これが事業上の大きな戦略とも成り得ましよう。否、生命の惑星とも称せられるこの唯一無二なる地球の命運に前途あれかしとの布石であれば、これに勝れる戦略はよもあらじとせるものであります。

かくの如くして、進取の気風に富めるこの堺が魁となりてこの日いつる国を揺るぎなき環境立国へと導いて参らねばなりません。何となれば、そもそもが日本国憲法には、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意が示されており、また、児童憲章にも「すべての児童はよい国民として人類の平和と文化に貢献するように導かれる」とありますように、我々日本国民には実に雄偉なる使命が負わしめられておるのであります。

依って我が国は敢然と立ちあえて世界の盟主となり、この混迷せる地球人類をリードして参らねばならぬのであります。それがまた憲法前文に於ける所の「国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う」という隆々たる抱負が指し示す我が国本来の凛々しき姿なのであります。

而して之が尖兵たる榮譽に浴するのをもまた、ラテン語に由来せる其の称号なのでありましよう。

終わり。

【議長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして2番の方は公述人席にお進みください。

どうぞよろしくお願い致します。

【公述人②】 では、はじめさせていただきます。

私は、先月末に行われました都市計画審議会の公聴会においても意見を公述させていただきました。その際も触れましたが、今年2月に私が提出した環境影響評価準備書についての意見書に対し、3月、事業者のイオンリテール株式会社（以下、イオンと略称させていただきます）から提出された見解書における、事業者の景観についての理解は、私たちの理解と大きな隔りがあるものでした。

事業者は其中で、工場移転前の株式会社ダイセル（以下、ダイセルと略称させていただきます）の工場について「当事業計画地に化学工場が設立されてすでに100年以上経過しております。また化学工場という性格上、事務所棟以外にも多くのプラント設備が立地しておりました。」と述べ、工場跡地の転用に全く問題はない旨主張されています。しかし、この化学工場はただの化学工場ではありませんでした。

ダイセルの旧堺工場の広大な敷地には、明治から大正にかけての貴重なレンガ建物が数多く存在し、木々の緑も比較的豊かで、桜並木などもありました。七道駅や南海本線の電車の車窓からも一望でき、四季折々にその景観を楽しみにされている方々も多くおられました。また、通りすがりの旅行者にも、その美しさに魅了される方々も少なくなかったと聞いております。そのように地域に親しまれ、大阪のみならず全国的にも貴重であった景観はすでに失われ、さらに、この開発で一変します。

ちなみに、昨日開催されました環境影響評価審査会の自然環境部会では、委員から、南海本線の電車の車窓から見た景観の重要性が強調されていましたが、まさしく、以前のダイセル堺工場の敷地は、そのモデルともなり得るものであり、皮肉にも、事業計画地そのものが本来守るべき景観でした。

ダイセルは阪神高速大和川線計画により、その計画地域内にあった堺工場の移転を余儀なくされ、貴重な多くのレンガ建物が残る工場跡地がイオンに賃貸されました。私たちは、ダイセル跡地をイオンが賃借したことが公表される前から、跡地に残る貴重なレンガ建物群の保存活用等を求めて署名活動を行い堺市に署名を提出すると共に、イオンにも要望書を送りました。既に建物の解体工事が始まっていた2008年、平成20年4月には、堺市長に対し合計4653人分となる2回目の署名提出をし、跡地利用者のイオンの社長に対しても要望書を送りました。しかし、堺市は一貫して、民間のことであるとして放置したため、貴重なレンガ建物群はただ1棟のみを残して、なす術もなく取り壊されてしまいました。ダイセル跡地は単なる工場跡地ではなく、すばらしい歴史・文化環境のもと、様々な可能性をもった貴重な跡地でした。しかし、その可能性は、堺市の無策のせいで、すでに永遠に失われてしまいました。

大和川線計画でダイセルが移転を余儀なくされ、貴重なレンガ建物の残された跡地の利用が話題になった時、私たちは、その貴重な跡地と近接する古い町並みの残された北旅籠町周辺の歴史的な地域が、お互いに関連し合って歴史的・文化的

なまちづくりができれば、どんなにいいだろうかと思いました。地域住民にとっても素晴らしい町になると同時に、全国的にも注目され、観光の大きな目玉にもなったはずです。

イオンに要望書を送った当時、すでにレンガ建物の破壊が進み、5棟ほどの建物が残されるのみでしたが、それだけでも残れば、イオンの開発と北旅籠町周辺地域の歴史的環境を生かしたまちづくりは何とか可能ではないかと考えていました。それはイオンへの要望書の中で「現在、残存する貴重なレンガ建物を有効活用されることは、貴社のイメージを大いに高め、経営にも寄与することと、私たちは確信しております。地域の良好な文化環境を次代に引き継ぐために、貴社にお力添えいただくことを、心より期待致しております。」と述べていたことでも明らかです。

以上のような考えを持ったことは、私が当時、ショッピングモール等に行ったことがなく、その実態を知らなかったということもありますが、環境問題にも取り組まれているというイオンのような一流企業であれば、堺市と違って、文化や歴史に対して理解を示し、その価値を生かした事業を展開していただけるのではないかと期待していたことも事実です。当時はまだ、イオンがすでに四日市のショッピングセンターで、旧紡績工場のレンガ建物群をレストラン棟に活用されていることは知りませんでした。

ところで、本開発計画は、堺市を巻き込んで、大企業を中心とする様々な利害が錯綜する中、状況が二転三転しました。紆余曲折の末、当時堺市に計画を拒否されたイオンが、ついに最後の手段として、一般住民に訴え支持を得ようとされたようで、2010年、平成22年の10月15日に私の地元校区の地域会館でも、初めてイオンが一般住民に向けて報告をするとの回覧が校区連合自治会長名で回って来ました。

この第1回目の説明会で住民に配布されたA3版の「ダイセル化学工場跡地のまちづくり」と題されたイオンの開発イメージ図は、後に公表された実際の計画とは似ても似つかないものでした。そこには東側から見て壁のように立ちのぼる建物などは存在せず、広い公園のようなところに、しゃれた建物が散在しているような、緑いっぱいの空間を演出していました。まるで、以前のダイセル工場の敷地を彷彿とさせるようなイメージでした。私はこれを見て、「これなら、レンガ建物を残しても開発できたのに。」と大変残念に思いました。しかし、現実の開発計画は、私たちの期待と予想を見事に裏切ったもので、以前のすばらしい工場敷地のイメージや、近接する歴史文化的環境への配慮が全く感じられない計画となっています。

なお、一言付け加えさせていただきますと、土壌汚染につきましては、私自身が当時の環境指導課に汚染の程度を確認し、私としては、レンガ建物を撤去する以外に方法がない状況ではなかったと理解しております。

ところで、これまで、イオンの開発地に近接する歴史的地域として触れてきた

北旅籠町周辺地域は、堺市景観条例において景観計画の重点地域に指定されている堺環濠都市地域の中でも、特に、戦災に遭わなかった町家や歴史的町並みが残り、江戸時代の町割りを今に伝える貴重な地域として、多くの人に注目されている地域です。近年、一部住民等も、町家や町並み保存のための活動を行っています。堺市もその重要性を認め、現在、歴史的風致維持向上計画を策定中です。

イオンの見解書では、この「北旅籠町を含む旧環濠周辺の歴史的な景観についても、「南海本線の高架や七道駅があり、北旅籠町を含む旧環濠周辺からの景観に大きな変化を与えるものではない」と簡単に述べておられるだけですが、単にその地域から、開発地が見えるか見えないかだけを問題にされているような理解に対し、大いに疑問を感じます。

また、この開発計画については、従来から交通問題が大きな問題であり、この計画が遅れた一因であるとも言われていますが、今も、特に生活道路に流入するショッピングセンターへの来退店車両の問題については、解決の決め手を欠いている状態です。私は、先にあげた意見書で、この問題についても、子供や高齢化率の高い住民の生命を脅かすばかりでなく、歴史的景観に対する重大な危機であるということを指摘したつもりでしたが、見解書では、単に従来説明されていた対策を述べられたに過ぎません。これらの対策も、強制力がないため万全でないことは、イオン側も説明会で認めておられます。現在、この地域は町歩き観光のメッカでもあり、その地域に大量の車が入り込んではおちおち歩いてもいられません。歴史的環境が損なわれるとともに、観光にとっても大きな打撃です。

ところで、歴史的環境等については、私の概要版になる前の原意見書でも触れましたように、環境影響評価準備書の第4章「地域の概況」の第4節「都市環境」のところに、第1項「都市景観」、第2項「歴史的・文化的景観」、第3項「文化財」として若干の記載があるのみです。また、第6章「調査、予測及び評価の結果」の第11節「自然景観及び景観」には、歴史的・文化的景観に関する記載として、開発敷地内の残存レンガ建物に触れているのみで、国の登録文化財である市立町家歴史館・清学院や堺市指定文化財・井上家住宅（鉄砲鍛冶屋敷）などの存在する北旅籠町周辺の歴史的環境への影響の調査は全くなされていません。

先に触れました、昨日の環境影響評価審査会の自然環境部会においては、第6章の第10節「人と自然との触れ合い活動の場」のところにおいて、近隣の公園や河川敷が環境影響調査の対象地になっているのに、なぜ内川緑地が選定されていないのかという指摘がありました。内川緑地と言うのは、旧環濠である内川の一部の跡地で、イオンの開発地に近接しています。そして、そこは北旅籠町周辺地域の一部でもあります。

昨日の部会の資料2では、ここを選定しなかった理由について、イオンは「都市公園でないため選定しなかった」と理由にならない理由をあげていますが、内川緑地を選定した場合、第11節において、北旅籠町周辺地域が浮上することを懸念されたのではないのでしょうか？審査会の指摘を待つまでもなく、内川緑地は

選定されなければならないと思いますが、内川縁地を選定すれば、北旅籠町周辺地域への影響も調査の対象にしなければ筋が通りません。

しかし、第6章に「人と自然の触れ合い活動の場」があるのに、なぜ「人と歴史・文化の触れ合い活動の場」がないのでしょうか？歴史的な町並みや文化財が存在し、観光客も多く訪れる北旅籠町周辺地域は、まさに「人と歴史・文化の触れ合い活動の場」と言えるのではないのでしょうか？ちなみに、環境影響評価審査会の自然環境部会の主な検討項目に「文化財等」が入っているのも、違和感があります。

また、現在問題にはなっていないませんが、東の土居川公園についても、今でも通行量の多い紀州街道にこれ以上多くの車が流入すれば、人が道路を横断することも難しくなり、西側から公園へ行くことが困難になります。また、紀州街道の東西で地域が分断されることにもなります。

ところで、今回の公述の冒頭に指摘し、今まで何度も触れてきましたように、私の意見書とイオンの見解書の景観についての理解には大きな隔たりがありますが、昨日の審査会の自然環境部会におきましても、一委員の方から質問がありました。昨日の部会には、私の意見の概要とイオンの見解が資料1として提供されていました。それに関して、委員が「イオンから歴史的なパネル展示とかはするのか？」とか「資料1の意見の認識とイオンの認識は違うようだが。」という趣旨の質問をされました。

これに対し、堺市側は、驚いたことにその質問が「聞こえなかった。」と答え、しどろもどろになり、開発地に残存しているレンガ建物のことに言及したりして、訳が判らなくなりました。そして、迷走したあげく最終的に、歴史的な観点で植樹の樹種を選ぶ話にねじ曲げられてしまいました。委員の発言は最初から大変遠慮がちでしたが、私には、委員が「資料1」と言われたこともハッキリ聞こえました。しかし、堺市の事務局は誰一人聞こえなかったというのでしょうか？残念ながら、このような事務局では、まともな環境アセスメント、つまり環境影響評価は到底できないと言わざるを得ません。環境アセスメント制度に対する信頼を根幹から揺るがす事態です。

堺市当局におかれましては、このような事態を招いたことを、深く反省され、今後、市民の信頼を回復されるような公正な環境アセスメントが実施され、真の意味で事業者と地域住民との共存共栄を図ることができるよう、厳正に指導監督されることを切望するとともに、事業者におかれましては、真摯に住民と向き合い、住民から信頼され、30年とは言わず、共にまちづくりを語れるような企業に変身されることを期待して、私の公述を終わらせていただきたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

【議長】 どうもありがとうございました。

以上で、本日予定しております公述人の発言はすべて終了いたしました。

貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了となりますので、事務局にお返しいたします。

【司 会】 本日はとても貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。

公聴会の終了にあたり、傍聴者の方をお願いいたします。お配りしております準備書は回収させていただきますので、お帰りの際、お席に置いていただくか、係員にお渡しくださいますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、イオン堺鉄砲町ショッピングセンター(仮称)開発事業に係る環境影響評価準備書についての公聴会を終了いたします。

どうもありがとうございました。